

高松市下水道事業基本計画（仮称）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 高松市下水道事業基本計画（仮称）（以下「計画」という。）の策定に当たり、様々な立場の有識者から広く意見を聴取するため、高松市下水道事業基本計画（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（意見聴取事項）

第2条 市長は、次に掲げる事項について、委員会の意見を聴くものとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）下水道に関係する団体の代表者
- （3）市民団体の代表者
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

（会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市整備局下水道部下水道経営課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月11日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。